

	組合員保険料・負担金		掛 金		負 担 金					備 考		
	厚生年金保険	退職等年金	短期	介護	厚生年金保険	退職等年金	経過の長期	短期	介護			
≪ 標 準 報 酬 月 額 ・ 標 準 期 末 手 当 等 ≫	183.0 (内、組合員保険料率 91.5)		7.5		43.51 (42.1 +1.41)	8.82	7.5	0.1105 (育児休業等期間中 0.1105)	43.59 (42.1 +1.41+ 0.08) 育児休業等期間中 0.08	8.82	【経長】 ◎公務等による給付に要する事業主負担 0.1105 【厚年】 ◎基礎年金拠出金に係る公的負担 41.6 【短期】(保険診療等の給付に要する財源) ◎育児・介護休業手当金に要する公的負担 0.08 ※組合役職員・地方独立行政法人職員はなし ◎福祉事業(保健事業等に要する財源) 1.41 【最低限度額】 標準報酬月額 長期・短期 98,000円 ※厚生年金保険を除く 厚生年金保険 88,000円 【最高限度額】 標準報酬月額 長期 650,000円 短期 1,390,000円 標準期末手当等 長期 1,500,000円 短期 5,730,000円 ※長期には厚生年金保険・退職等年金・経過 的長期を含む ※標準期末手当等の短期については、年度累 計額の上限	
					一般組合員				41.6 育児休業等期間中 41.6			45.55 (44.06 +1.41+ 0.08) 育児休業等期間中 0.08
					船員組合員				43.51 (42.1 +1.41+ 0.08)			43.51 (42.1 +1.41+ 0.08)
					特別職組合員				—			—
					組合役員				—			—
					組合職員				—			—
					地方独立行政法人 役員組合員				(都)41.6			43.51 (42.1 +1.41)
					一般組合員				—			—
					派遣職員				—			43.51 (42.1 +1.41) (都)0.08 育児休業等期間中 (都)0.08
					職員団体専従				—			43.51 (42.1 +1.41) (都)0.08
任意継続組合員		84.2	17.64						平均標準報酬月額 410,000円			

4公立東京福第2号

◎追加費用負担金率(対標準報酬月額)・・・ 義務(厚生年金分)29.0/1,000 (経過の長期給付分)2.2/1,000、非義務(厚生年金分)16.3/1,000 (経過の長期給付分)1.8/1,000
 ◎育児休業等期間中には、産前産後休暇も含む
 ◎育児休業等期間中における免除対象・・・ 保険料(掛金)、負担金(保険料(掛金)と同率) (育児休業等期間中における免除期間は最長で、当該育児休業に係る子が3歳に達する日の翌日の属する月の前月まで)
 ◎介護保険の第2号被保険者・・・ 40才以上65才未満の組合員
 ◎事務費負担金(区市町村教育委員会で任用する学校教職員等、地方独立行政法人教職員)・・・ 年額 6,340円 月単位 528.33円
 ◎子ども・子育て拠出金(対標準報酬月額・対標準期末手当等)・・・ 3.6/1,000 ※組合役職員・地方独立行政法人職員・派遣職員・職員団体専従のみ(育児休業による掛金免除期間中は免除)
 ◎70歳以上の組合員・・・ 厚生年金保険組合員保険料・負担金(基礎年金拠出金に係る公的負担含む)、子ども・子育て拠出金は納付不要
 ◎後期高齢者医療制度の被保険者とされる組合員の短期掛金・負担金・・・ (対標準報酬月額・対標準期末手当等) 4.05/1000